

令和 6 年度 議会運営委員会行政視察報告書

1 参加委員

(委員長) 新倉真二 (副委員長) 山崎広子
 (委員) 花田慎 (委員) 早川仁美 (委員) 木山耕治 (委員) 岡崎進 (委員) 水島誠司
 (委員) 阿部英光 (委員) 長谷川由美 (委員) 柁木太郎

2 視察日時

令和 6 年 10 月 23 日 (水曜日) 午後 2 時から午後 3 時 30 分まで

3 視察先

愛知県岩倉市

4 視察事項

- (1) 議会基本条例の取組及び検証について
- (2) 反問権について

5 視察概要

(担当 花田 慎)	
視察先選定理由	<p>1 議会基本条例の取組及び検証について 茅ヶ崎市議会基本条例第 28 条において、「議会は、この条例の目的が達成されているかどうかについて常に検証を行い、必要が認められるときは、速やかに適切な措置を講ずるものとする。」と定めている。本市議会では継続的に検証を行い、パブリックコメント、記者発表を経て 4 年に 1 度条例改正を行っているが、岩倉市の実際の検証の頻度や効果的な方法等について調査研究を行う。</p> <p>2 反問権について 本市議会では、茅ヶ崎市議会基本条例第 14 条第 2 項に「説明のため本会議に出席した者は、議員の質疑又は質問に対し、議長の許可を得て、質疑又は質問の趣旨を確認するための発言をすることができる。」とあるが、実際の運用までは至っていない。議会運営委員会において、令和 6 年第 4 回定例会より試行的に運用を開始していくことが決定したため、岩倉市の「反問権」の導入の経緯や実績等について調査研究を行う。</p>
内容 ・事業概要 ・効果、推移 ・課題	<p>1 議会基本条例の取組及び検証について 岩倉市議会では議会基本条例推進協議会（議員 15 名全員参加）を設置し、毎年検証シートにより条文一つ一つに対して意見を聞きながらまとめている。会派制（交渉会派は 2 名以上）を実施しているが、最大会派が 6 名で、他は少数なので最大会派の意見が強くなることから全員参加としている。また、議会基本条例推進協議会の中に、災害対応チーム、ペーパーレスチーム、市民参加チームがあり、それぞれの課題に取り組んでいる。その中でコンプライアンス研修の反省会等も実施している。</p> <p>2 反問権について 岩倉市では、要綱を作成し施行している。岩倉市議会基本条例（平成 23 年岩倉市条例第 1 号）第 12 条第 2 号に規定する反問の実施に関し、必要な事項を定めた。現在、年に 1～2 回質問に対する根拠を確認することがあるが、制度上趣旨を確認する程度にとどめている。</p> <p style="text-align: center;">以下、岩倉市議会反問の実施に関する要綱（参考）</p>

	<p style="text-align: center;">岩倉市議会反問の実施に関する要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、岩倉市議会基本条例(平成23年岩倉市条例第1号)第12条第2号に規定する反問の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 反問 本会議、常任委員会及び特別委員会(以下「本会議等」という。)における議員又は委員(以下「議員等」という。)の質問又は質疑(以下「質問等」という。)に対し、当該質問等の趣旨を確認するために答弁者が議員等に質問することをいう。</p> <p>(2) 答弁者 本会議等において議員等の質問等に対して答弁を行う者をいう。</p> <p>(反問の行使等)</p> <p>第3条 議長又は委員長は、答弁者から反問の意思を示された場合において、議員等の質問等の趣旨を確認するため必要があると認めるときは、これを許可するものとする。</p> <p>2 答弁者は、反問の開始及び終了を明確にしなければならない。</p> <p>3 質問において、反問に伴う答弁者の質問及び当該反問に対する議員の回答に要する時間は、質問時間に含めないものとする。</p> <p>4 質疑において、反問に対する議員の答弁は、岩倉市議会会議規則(昭和46年岩倉市議会規則第2号)第54条に規定する質疑の回数に含めないものとする。</p> <p>(議員の責務)</p> <p>第4条 議員等は、答弁者の反問に対して誠実に回答しなければならない。</p> <p>(議長又は委員長の議事整理権)</p> <p>第5条 議長又は委員長は、反問の内容が反問の行使の趣旨に合わない判断した場合は、答弁者に対して注意をし、又は答弁者の反問を制止することができる。</p> <p>(雑則)</p> <p>第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って定める。</p> <p>附則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</p>
<p>考察</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市との比較 ・本市への事業導入の可能性 ・今後の検討内容 	<p>今回、議会運営委員会において議会基本条例の取組及び検証についてと、反問権を実施するに当たり先進事例として岩倉市の取組について視察することができた。議員定数を大幅に削減したことにより少数精鋭でしっかりと議会改革の取組を実施していると感じた。それぞれの議会の特色を生かし、最も効率的で特性に合った手法を実施している点について、視察項目のみならず、その手法についても茅ヶ崎市として検討していく必要があると感じた。</p> <p>結びになりますが、多忙の中ご対応頂いた関戸議長ならびに議会事務局ご担当者様に対し心よりお礼申し上げます。</p>

6 参考資料

- (1) 神奈川県茅ヶ崎市議会運営委員会行政視察次第
- (2) 行政視察内容
- (3) 岩倉市議会概要